

**改正**

令和3年6月3日告示第37号

令和4年3月29日告示第19号

令和5年3月31日告示第20号

令和6年1月12日告示第1号

令和6年7月9日告示第38号

結婚新生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1** この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的な負担を軽減し、地域における少子化対策の推進と、野田村への定住を促すことを目的に、予算の範囲内で結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯とは、交付決定年度の前年度3月1日から村長が別に定める日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得とは、村内に住宅を建築又は購入することをいう。
- (3) 住宅リフォームとは、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等これに類する費用（倉庫、車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅賃貸とは、賃貸住宅を所有又は転貸する者（以下「賃貸人」という。）との間で村内に所在する住宅の賃貸契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 引越費用とは、村内に引越する際に要した費用のうち、引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金とは、公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。

(7) 継続補助対象世帯とは、この要綱に基づき交付決定を受けており、かつその金額が当該年度内に上限に達していない世帯をいう。

(補助対象世帯)

**第3** 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下の新婚世帯であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（夫婦の所得額の合算額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返還額を控除して得た額とする。
- (3) 対象となる住居が村内にあり、夫婦双方が当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (4) 村税等を滞納していないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (6) 本事業と同等の補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、同一申請者（同一新婚世帯に限る。）の村内の転居かつ補助上限額の範囲内での申請に限り、2回目以降も対象とすることができる。
- (8) 交付決定後5年間は村内に居住する意思があること。
- (9) 岩手県が実施する家事育児参画促進講座又は村長が指定する講習会等を受講していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯は、補助金の交付を受けることができる。

- (1) 継続補助対象世帯であること。
- (2) 前項第3号から第6号までのいずれにも該当すること。

(補助対象経費等)

**第4** 補助対象経費は、交付決定年度の4月1日から当該年度内で村長が別に定める日までの間に要した住宅取得、住宅リフォーム費用及び住宅賃貸に係る費用（ただし、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、該当住宅手当の合計額を差し引くものとする。）並びに引越費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額とし、次のとおりとする。

| 年齢要件                    | 補助金の額            |
|-------------------------|------------------|
| 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 | 1世帯あたり60万円を上限とする |

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 帯                       |                   |
| 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 | 1 世帯あたり30万円を上限とする |
| 帯                       |                   |

3 継続補助対象世帯にあつては、前項の上限額から当初の申請における交付決定額を差し引いた額を上限とする。

4 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 29歳以下の世帯にあつては、婚姻を機に始める新生活に必要な経費として、前3項により算定した額に10万円を上乗せして給付する。

(交付の申請)

**第5** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、婚姻後夫婦が同居を開始した日から1月以内に、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。ただし、継続補助対象世帯にあつては、当初の申請を行った年度の翌年度4月末日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 住民票謄本
- (4) 住宅の請負契約書又は売買契約書の写し（住宅取得に係る補助金の交付の場合）
- (5) 改修の箇所を明らかにした設計図及び見積書等の写し（住宅リフォームに係る補助金交付の場合）
- (6) 住宅の賃貸契約書の写し（住宅賃貸に係る補助金の交付の場合）
- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（職場から住宅手当を支給されている場合に限る）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かるもの（貸与型奨学金返済を行っている場合に限る）
- (10) その他村長が必要と認める書類

3 継続補助対象世帯にあつては、前項第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

**第6** 村長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 住宅賃貸にかかる交付は、4月分から9月分までを上半期、10月分から3月分までを下半期として各半期において要件を満たした月分を交付するものとする。なお、各半期時点において第3に規定する要件のいずれかを欠く場合は、当該半期分は全額交付の対象としない。

（事業の変更等）

**第7** 申請者は、交付決定の通知を受けた後において事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により事業の変更、中止又は廃止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、事業の変更、中止又は廃止を認めたときは、結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第8** 第6の規定による補助金の交付決定を受けた者は、結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により村長に補助金の請求をするものとする。

2 前項による請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃貸の支払いを証する書面又は領収書の写し
- （2） その他村長が必要と認める書類

3 住宅賃貸にかかる請求は、上半期分を10月31日までに、下半期分を4月30日までに行うものとする。

（補助金の交付）

**第9** 村長は、補助金の交付請求があったときは、当該書類を審査し、事業が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

**第10** 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付決定を取り消すことができる。

- （1） 交付決定後5年以内に夫婦ともに村外へ転出したとき。（住宅取得に係る交付決定の場合）
- （2） 申請者及びその世帯員が村税その他義務的納金を滞納したとき。
- （3） 賃貸契約を解除したとき。（住宅賃貸に係る交付決定の場合）

(4) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(5) 村長が特に必要と認めたとき。

(補助金の返還)

**第11** 村長は、第10の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、結婚新生活支援事業費補助金返還命令書（様式第8号）によりその返還を求めるものとする。

(補則)

**第12** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**前 文**（抄）（令和3年6月3日告示第37号）

令和3年4月1日から適用する。

**前 文**（抄）（令和4年3月29日告示第19号）

令和4年4月1日から施行する。

**前 文**（抄）（令和5年3月31日告示第20号）

令和5年4月1日から適用する。

**前 文**（抄）（令和6年7月9日告示第38号）

令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

野田村長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

## 結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、結婚新生活支援事業費補助金交付要綱により、  
関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

|               |       |                              |             |   |
|---------------|-------|------------------------------|-------------|---|
| 1 婚姻年月日       |       | 年 月 日                        |             |   |
| 2 名前及び年齢      |       |                              | 年齢          |   |
|               |       | 夫                            | 満 歳         |   |
|               |       | 妻                            | 満 歳         |   |
| 3 新居に住民票を置いた日 |       | (夫) 年 月 日                    |             |   |
|               |       | (妻) 年 月 日                    |             |   |
| 4<br>事業内訳     | 住宅取得  | 契約年月日                        | 年 月 日       |   |
|               |       | 契約金額 (A)                     | 円           |   |
|               | 住宅賃貸  | 契約年月日                        | 年 月 日       |   |
|               |       | 家賃 (B)                       | 月額 円 × 箇月 円 |   |
|               |       | その他賃貸に係る経費 (C)               | 円           |   |
|               |       | 住宅手当 (D)                     | 月額 円 × 箇月 円 |   |
|               |       | 実質負担額 (E)<br>(B) + (C) - (D) | = 円         |   |
|               | リフォーム | 契約年月日                        | 年 月 日       |   |
|               |       | 経費 (F)                       | 円           |   |
|               | 引越し   | 引越日                          | 年 月 日       |   |
|               |       | 費用 (G)                       | 円           |   |
|               | 合計    | (A) + (E) + (F) + (G) =      |             | 円 |

|                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5</p> <p>同意及び確認</p> <p>※該当する項目の<br/>□にチェックを入<br/>れてください。</p> | <p>私（申請者）及び世帯員は、下記の項目に同意および該当しないこ<br/>とを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、村が公簿等を<br/>確認することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、本事業と同等の補助等を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。（他の自治<br/>体を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、補助金交付後5年間は野田村に定住する意思があります。</p>                                              |
| <p>6 添付書類</p>                                                   | <p><input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍全部証明書（戸籍謄本）</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅取得の場合】請負契約書または売買契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住宅賃貸の場合】賃貸契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【引越費用の場合】引越費用に係る領収書の写し</p> <p>以下該当するもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かるもの</p> |

年 月 日

野田村長 様

給与等の支払者

所在地

名称

代表者

印

電話番号

## 住宅手当支給証明書

住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

## 1 対象者

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
| 氏名 |  |

## 2 住宅手当支給状況

|       |         |
|-------|---------|
| 期間    | 年 月 日 ～ |
| 住宅手当額 | 月額 円    |

## 注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 法人の場合は社印を押印してください。



第 号  
年 月 日

様

野田村長

印

結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった結婚新生活支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

1 決定区分 交 付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第10の各号のいずれか該当することになったときは、交付決定を取り消すことがある。その場合、交付を受けた補助金を返還すること。
- (2) 事業の内容を変更、中止する場合には、村長の承認を受けること。
- (3) 村長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。

4 不交付の場合はその理由

※この決定に不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に野田村長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

野田村長

様

申請者 住所

氏名

印

電話

結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け野田村指令 第 号で補助金の交付決定通知があった標記事業について、次の理由により事業の計画を変更（中止・廃止）したいので、結婚新生活支援事業費補助金交付要綱により、関係書類を添えて申請します。

理由

\*注 添付書類の変更部分は、変更前を朱書きし、変更後を黒書きして対照すること。

第 号  
年 月 日

様

野田村長



結婚新生活支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業の変更（中止・  
廃止）について、次のとおり承認します。

1 変更を承認する事業の内容

2 変更後の補助金額 金 円

年 月 日

野田村長

様

申請者 住所

氏名

⑨

電話

結婚新生活支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け野田村指令 第 号で補助金の交付決定通知があった標記事業が完了したので、結婚新生活支援事業費補助金交付要綱により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金

円

振込先口座

銀行等名

支店等名

口座の別（ 普通 ・ 当座 ）

口座番号

フリガナ

口座名義

第 号  
年 月 日

様

野田村長

⑨

結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した結婚新生活支援事業費補助金について、次の理由により交付決定を取り消します。

理由

第 号  
年 月 日

様

野田村長

⑨

結婚新生活支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定を取り消した結婚新生活支援事業費補助金について、次の理由により返還を命じます。

1 返還決定日 年 月 日

2 返還命令の理由

3 返 還 額 金 円

4 返 還 期 限 年 月 日

※この決定に不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に野田村長に対して審査請求をすることができます。